

2017年9月7日



みずほ信託銀行株式会社
不動産営業第二部長 殿

一般社団法人 日本建築学会
建築歴史・意匠委員会
委員長 石田潤一郎



旧東京簡易保険局庁舎（かんぽ生命三田ビル）について（依頼）

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の活動につきましてご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記建物及び敷地については、所有者である株式会社かんぽ生命保険から貴社が委託を受け、現在、一般競争入札の手続きに入っていることと聞き及んでいます。標記建物は、本会が保存要望書（別紙1）を、所有者を含む関係機関に提出したところであることから、業務の遂行にあたって、下記のことを要望いたしますので、格別のご配慮を賜りたく宜しくお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1) 入札希望者に標記建物について本会が保存要望書を提出していることを周知すること
- 2) 標記建物及び周辺地区については、港区がマスタープランにおいて「歴史・文化や緑と調和したいつまでも住み続けられ愛着が感じられるまちづくりの推進」という方針を示しており、公開されているパブリックコメントにおいても、区は本会の要望と同様の考え方を示している（別紙2）ので、落札者の決定の前に区と十分に協議を行い、落札者の決定にあたっては、区の方針、考え方を重視すること

[別紙1]

建学発 2017-第 0009 号

2017 年 1 月 30 日



株式会社かんぽ生命保険 取締役兼代表執行役社長 石井 雅実 殿
日本郵政株式会社 取締役兼代表執行役社長 長門 正貢 殿
東京都知事 小池百合子 殿
港区長 武井 雅昭 殿

一般社団法人 日本建築学会
会長 中島 正愛



「旧東京簡易保険支局（かんぽ生命保険 東京サービスセンター）およびその敷地」
の保存活用に関する要望書

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、本会の活動につきまして、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、東京都港区三田 1-4-60 に所在する「旧東京簡易保険支局（かんぽ生命保険 東京サービスセンター）およびその敷地」の今後の活用について、現在、ご検討中だと伝え聞いております。

ご承知のように、この建築は、江戸時代の久留米藩の上屋敷の跡地を利用して、1929（昭和4）年に「東京簡易保険支局」として建設されました。設計は逓信省営繕課です。逓信省営繕課は、近代日本建築史をリードしてきた建築家グループでもあり、本建築はその数少ない現存例です。本建築は、わが国の建築が古典様式からモダニズム建築へと移行する途中の作品であり、古典主義を単純化した外観、アール・デコの要素が強い内観などを特徴としています。保存状態もきわめて良好であり、建設当時の状態をよく保っています。わが国のアール・デコ建築は現存例が少なく、本建築はそれ代表する実例でもあり、わが国の近代建築の発展を示す昭和初期の貴重な遺構でもあります。また、本建築が建つ三田の高台は、都内では数少ない緑豊かな良好な環境が保たれた一帯であり、周辺環境を含めて、当該建築は歴史的にも文化財的にも貴重な価値を有するものと考えられます。そのため、旧東京簡易保険支局（かんぽ生命保険 東京サービスセンター）およびその敷地は、文化財的保存の観点からも環境保全の観点からも、きわめて貴重な遺構であり、建築と周辺環境を同時に保存していくべきと考えます。

貴下におかれましては、この貴重な建物およびその敷地の持つ高い文化的意義・歴史的価値



についてあらためてご理解いただき、このかけがえのない文化遺産が永く後世に継承されますよう、格別のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

なお、本会といたしましては、この建物およびその保存活用に関して、ご相談があれば、学術的観点からお受けする所存ですが、保存および活用が実現している前例等から、下記のような方法が考えられますので、あわせてご検討いただけると幸いです。

敬具

記

歴史的建造物については保存活用計画（Conservation Management Plan）を作成のうえ、価値ある主要な箇所を特定し、主要な箇所については保存するが、それ以外の部分については、今後の活用に資する変更を適宜加え、活きた資産として当該歴史的建造物を活用していくこと

保存活用計画の実現にあたっては、大きな負担を生じず保存活用が可能になるよう、建築基準法の適用除外（同法3条）や消防法の特例適用（同法施行令32条）の対象として扱うこと

隣接する区、都の所管物件（港区立赤羽小学校、東京都立三田高等学校）とその敷地をあわせて地区全体として保存活用をはかるなど、歴史的建造物の保存と、開発及び地域活性化の両立を図ること

地区全体の計画については地区計画等の手法にもとづいて容積率の利用及び高さ制限のあり方を見直すことにより、歴史的建造物と地域環境を生きしながら開発との両立を図ること。また場合により保存する箇所とその敷地については、都市再生特別地区の運用に示されている環境貢献の取り組みとして扱うこと

[別紙2]

第5章 地区別まちづくりの方針 (1件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
地区の目標の示し方について	1	地区区分が9地区から5地区となり、地域のまちづくりの方針が方向づけられているのは評価できるが、個々の地域の目標が見えにくい。	平成18年の区役所・支所改革以降、総合支所の単位を基本とした地域主体の取組が定着しており、計画運用段階の活用のしやすさを勘案し、地区区分を総合支所管内の5地区としました。各地区の目標については、地域の特徴や魅力・課題がわかりやすくなるよう、表現を工夫しました。	①	98、108、118、128、138 (改定版100、110、120、130、140)

個別地区のまちづくりについて (57件)

項目	件数	要旨	区の考え方	反映状況	素案関連頁
芝地区 三田綱町の緑と歴史的風情を備えた環境の保全	1	三田綱町の緑と歴史的風情を備えた環境の保全と、それを前提とした開発の両立について記載してほしい。地域のシンボルとなる美しい都市空間として、保全・育成してほしい景観である。三井倶楽部や旧簡易保険局の建物の保存と活用に加え、赤羽小学校・三田高校の改築については、それらの歴史的風情を成す環境と調和する形でなされるべき。	三田綱町には、三井倶楽部(大正2年築)をはじめ、東京簡易保険事務センター(昭和4年築)の他、江戸時代の建物が残されている龍原寺、當光寺などもあり、当該地域の街並みを構成する重要な要素となっております。文化財保護法・保護条例上の指定・登録をうけた文化財建造物はなく、法的な保存対象物ではありませんが、いずれも平成18年に発行しました『港区の歴史的建造物』に掲載した貴重な建造物と認識しております。 当該地域での開発事業等に際しては、周辺の緑と歴史的な趣きを備えた環境の調和を図るとともに、地域に貢献する施設を誘導するなど、住民と共存できるまちづくりを進めていくため、改定素案では、地域別構想第5章の芝地区の方針において、そういった考え方を記載しています。歴史的建造物の所有者には、文化財の観点から建造物保護の喚起を行いたいと思っております。 また、赤羽小学校の改築にあたっては、歴史的風情をなす猫塚や、むくの木などの自然環境を保存するとともに、高低差のある敷地の地形を生かした計画とします。	②	99、101